

第4回「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」

意見の概要

開催日時：平成26年11月17日（月）15：00～17：30

（本意見の概要はゲストスピーカー、行政も含む出席者から出た意見を掲載しています）

□第4回の中心テーマ

「都市を象徴する『風景』を形成するにはどうすればよいか」

□プレゼンテーションの概要

- ・ イベント実施と連携した広告景観づくりについて
- ・ 江戸城外濠の再生に関する取り組みと課題
- ・ 地元主体による協議型まちづくりと都市計画について

■意見の概要

○屋外広告物の質の担保について

- タウンマネジメント組織が一つのプロジェクトとして取り組める場所では良質な屋外広告物ができる可能性があるものの、そうではない場所における屋外広告物の質をどのように担保するのかを考える必要がある。
- ・ タウンマネジメント組織が機能している地域の屋外広告物は比較的よいものができており、これは収入を得るよりもまちのブランドをつくるというポリシーを持って取り組んでいるためである。
- ・ 行政が一定の考え方を示して指導・誘導するよりも、地元が自分たちのルールや取組を発信し、それを企業が汲み取り、理解を得ることで、良質な屋外広告物となることがある。
- ・ 屋外広告物の中身は表現の自由となる部分であるため、広告を出す側がモラルを持ち、地域の組織がしっかりしている場所ではうまく機能しているように感じる。
- ・ 第三者機関にゆだねる場合、その組織が対応できる能力があるのかどうかを慎重に見極める必要がある。
- ・ 良質な屋外広告物を誘導する方法として、地方自治体が審査する方法とは別に、第三者機関で審査する方法も考えられる。
- ・ 屋外広告物は、最初に許可申請されたときは審査するが、その後はほったらかしという状況が一般的には多い。広告の内容が変化する状況を踏まえると、常にメンテナンスやマネジメントするということを一体的に捉えた取り組みを進める必要がある。
- ・ 景観計画は文章で書かれることが多いが、文章でかかれるものと広告主が求めるものの接点を調整するのは難しい。しかし、できるだけ早い段階から打合せをすることによって、調整することができる。

○様々な要素が混在した都市景観について

- 銀座のような模範となる建物がいくつかある場所では、その規範を守ることで全体の景観

が保たれる可能性があるものの、そういうものがない場所における景観形成を考える必要がある。

- ・いろいろな物が混在している都市においては、それぞれの施設が都市にとって必要な要素であるため、無秩序に更新されないよう地元と協議をする中で、地元として許容できる変化の範囲を決めておくことが大切である。
- ・きれいな看板になればみんなが喜ぶかというところではなく、看板がまちの特色を反映していたり、それを期待してくる来街者もおおり、まちの顔だったりもする。まちの人の民意であるタウンマネージメント組織に任せるのが面白いように感じる。
- ・市場と都市のアクティビティが上手くリンクしないようなところでは、個人の思いが先行しているためまちのブランディングにつながらず、状況を変えていかないといけない。

○屋外広告物とイベントについて

- 都市を代表する景観にイベント景観があるが、これらは民間の力により行われるために集客や話題性に焦点があたりやすく、場を乱すような広告が出てきたりするため、これらを判断する第三者的な立場の存在が必要である。
- ・いろいろな地域で屋外広告物の内容の自主審査をする第三者組織が出てきているが、このようなモデルを一般化して、景観法や屋外広告物法に組み込んで行けるとよいのではと感じている。
- ・ドイツのボン市では、広場において 365 日のうち約 270 日間イベントが行われたため、都市の本来あるべき姿から逸脱しているのではないかと地元住民が問題提起しているという事例がある。イベントを行うにあたって、付随する景観をコントロールする必要もあることを考えておかないといけない。

○都市の「図」と「地」について

- 都市を象徴する風景には、都市の背景である「地」となる部分と人のアクティビティである「図」となる部分があり、これを明確にしながらか検討する必要がある。
- ・都市がそもそも持っている地形や地勢など絶対壊してはいけないものや、歴史や都市活動としての歴史が建物に残っているものなど、都市の「地」となるものを活かしていくことは大切である。
- ・法律上の公物からは漏れているが景観や地域によって重要な資源について、景観という視点から、位置づけできないか。
- ・サインなどの点的な物もそのインパクトを上手く使うことにより、都市を象徴する表現力を持つことはできると思う。
- ・近代化の中で機能を失ってしまった濠などの景観資源について、近代都市の機能の一つとして、景観という視点を位置付けることができるとよいのではないか。

○都市計画と景観について

- 都市計画法の活用により都市景観をつくることは重要であるが、景観法でしかできない活

用方法を検討する必要もある。

- ・ある開発を行った結果、周辺に及ぼす影響も含め地域がよりよくなるような計画づくりになるよう指導しており、地域としっかり協議をした中で、地域が受け入れたものを都市計画の中で位置付けていく取組を進めている。
- ・全国を見ると、地域組織の力が弱くなってしまった地域や地域組織がない地域も多くあり、国や県レベルで支援する場合は、景観法を活用し、地域の取組を伸長することがよい場合もある。

○景観づくりにおける意思決定について

▶景観づくりを行う主体の意思決定に際して、その背景の現状を把握した上で、景観づくりを検討することが必要である。

- ・地域では、企業の本社機能がないためにその場では意思決定ができない場合もあり、地域に意思決定をゆだねる際、意思決定がどのようなシステムで行われ、また、地域がどのような思いを持って取り組んでいるかということを理解しておかないといけない。
- ・本社機能がその場になくて意思決定ができない場合、区が本社に行って地元の意向を行政側から伝えることで、意向を調整する工夫している。
- ・これまでの景観の取組は個々の即地的な取組であったものの、チェーン店など、全国的に影響をもつ組織がある場合には、そこに働きかける方法も考えられる。
- ・都市を象徴する風景を考えると、例えばハウスメーカーの住宅など、全国的に影響のある企業等がある程度の安定した質を担保した際に、そこからいかに地域の特徴に見合ったものにするかというプロセスが大事である。
- ・景観は人それぞれの受け止め方が違う中で、行政側から一律的に何かするのではなく、地域の方による景観の取り組みを創出する支援を行うことが行政の役割だと思う。

以上